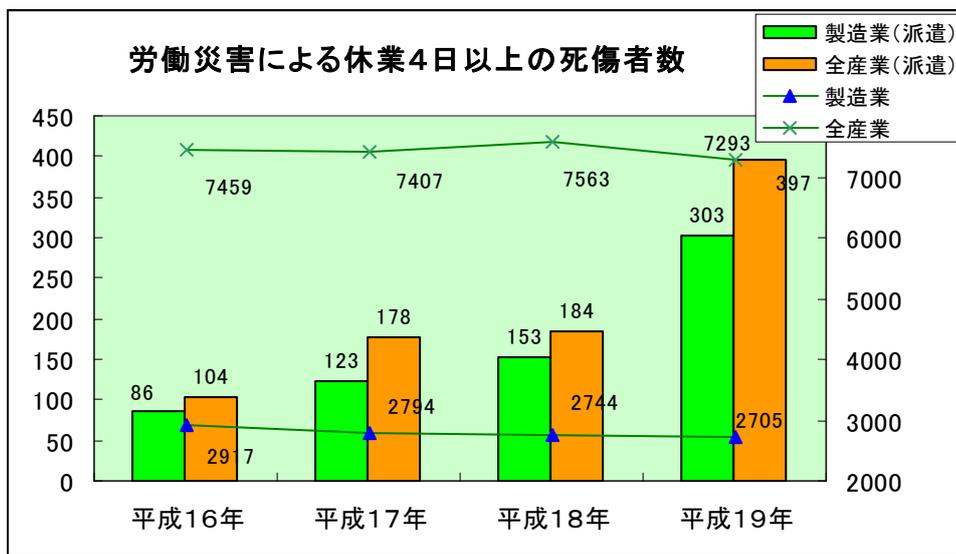


派遣労働者の死傷災害が対前年比で大幅増加！！

平成19年における派遣労働者の労働災害による休業4日以上の死傷者数は397人、前年比213人（約117%）増となりました。うち、製造業への派遣が一番多く全体の76.3%を占めています。また、派遣労働者の経験期間別で見た場合、半年以内に被災する割合が被災者の半数を占めています。



注1：派遣労働者は、派遣先から提出された労働者死傷病報告を集計したもの。

注2：平成16年は、同年3月1日以降に新様式の労働者死傷病報告により提出されたものを集計したもの。

(お願い事項)

1. 派遣労働者に係る労働災害の約半数は経験半年以内に発生しており、派遣元においては雇入れ時の教育を徹底させて下さい。
2. 派遣先においては、危険な機械・有害な業務に係る安全衛生教育を徹底させて下さい。
3. 現場における作業内容に関する情報不足が災害の一因となっていることから、正社員等との意思疎通の確保に努めて下さい。
4. 派遣労働者で外国人労働者が被災することも多いことから、安全作業マニュアルや危険表示については母国語での表記に努めて下さい。
5. 派遣労働者が被災し休業した場合には、派遣先からも労働者死傷病報告の提出義務がありますので留意してください。